第四条第一項中第三十七号を第三十八号とし、第二十四号から第三十六号までを一号ずつ繰り下げ、第二十三号の次に次の一号を加える。

二十四　法第四十八条の二十四の規定により道路協力団体と協議（当該協議が成立することをもつて、法第二十四条本文の規定による承認（道路に関する工事の施行に係るものに限る。）又は法第三十二条第一項若しくは第三項の規定による許可があつたものとみなされるものに限る。）をすること。

第四条第二項ただし書中「前項第二十八号及び第二十九号」を「前項第二十九号及び第三十号」に改める。

第四条の二第一項第一号中「、第二十三号、第二十五号から第二十九号まで、第三十二号及び第三十三号」を「から第二十四号まで、第二十六号から第三十号まで、第三十三号及び第三十四号」に改め、同項第五号中「第十一号」を「第十五号」に改め、同項中第二十三号を第二十七号とし、第十号から第二十二号までを四号ずつ繰り下げ、第九号の次に次の四号を加える。

十　法第四十八条の二十第一項の規定により道路協力団体を指定し、及び同条第三項の規定による届出を受理すること。

十一　法第四十八条の二十二第一項の規定により報告をさせ、同条第二項の規定により必要な措置を講ずべきことを命じ、及び同条第三項の規定により指定を取り消すこと。

十二　法第四十八条の二十三の規定により情報の提供又は指導若しくは助言をすること。

十三　法第四十八条の二十四の規定により道路協力団体と協議（当該協議が成立することをもつて、法第二十四条本文の規定による承認（道路の維持の施行に係るものに限る。）があつたものとみなされるものに限る。）をすること。

第四条の二第二項ただし書中「前条第一項第二十八号及び第二十九号」を「前条第一項第二十九号及び第三十号」に改める。

第四条の三第一項中「第三十七号」を「第三十八号」に改め、同条第二項ただし書中「第四条第一項第二十八号及び第二十九号」を「第四条第一項第二十九号及び第三十号」に改める。

第六条第二項中「又は」を削り、「組織しよう」を「組織し、又は法第四十八条の二十第一項の規定による指定若しくは法第四十八条の二十二第三項の規定による指定の取消しをしよう」に改め、同条第三項中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六　法第四十八条の二十四の規定により道路協力団体と協議（当該協議が成立することをもつて、法第三十二条第一項又は第三項の規定による許可があつたものとみなされるものに限る。）をすること。

第六条第四項第一号中「第十四号、第十六号から第十九号まで及び第二十三号」を「第十号（法第四十八条の二十第一項の規定による指定に係る部分に限る。）、第十一号（法第四十八条の二十二第三項の規定による指定の取消しに係る部分に限る。）、第十八号、第二十号から第二十三号まで及び第二十七号」に、「第六号まで」を「第七号まで」に改める。

第十九条第一項中「又は法第三十五条」を「法第三十五条」に、「同意した」を「同意をし、又は法第四十八条の二十四の規定により協議が成立した」に改める。

第十九条の二第一項中「又は法第三十五条」を「法第三十五条」に、「同意した」を「同意をし、又は法第四十八条の二十四の規定により協議が成立した」に、「又は同意をした」を「をし、同意をし、又は協議が成立した」に改める。

第十九条の三の二中「又は法第三十五条」を「法第三十五条」に、「同意した」を「同意をし、又は法第四十八条の二十四の規定により協議が成立した」に改める。

第二十条を次のように改める。

第二十条　国土交通大臣は、法第五十条第四項の規定により他の都道府県に負担金の一部を分担させる場合においては、国道の新設又は改築によつて当該他の都道府県の受ける利益の程度並びに当該国道の所在する都道府県及び当該他の都道府県の受ける利益の割合を考慮して国土交通大臣が定める額を分担させるものとする。

（他の都道府県に分担させる負担金に関する基準）

第二十六条第一項中「第二十一条第一項、」を「第二十条、第二十一条第一項、」に改め、「おいて」の下に「、第二十条、第二十一条第一項及び第二十三条第二項中「他の都道府県」とあるのは「都道府県」と、第二十条及び第二十三条第一項中「当該国道の所在する都道府県」とあるのはそれぞれ「当該国道の所在する指定市」又は「指定市以外の市で当該国道の所在するもの」と」を加え、「、同項及び第二十三条第二項中「他の都道府県」とあるのは「都道府県」と」を削り、「第二十三条第一項中「都道府県に」とあるのはそれぞれ「指定市に」又は「指定市以外の市に」と、同条第二項」を「第二十三条第二項」に改め、同条第三項中「第二十二条の」を「第二十条及び第二十二条の」に改め、「おいて」の下に「、第二十条中「他の都道府県」とあるのは「都道府県」と、「当該国道の所在する都道府県」とあるのは「指定市以外の市町村で当該国道の所在するもの」と」を加え、「あるのは、」を「あるのは」に改める。

第三十条の五中「第四条第一項第二十六号」を「第四条第一項第二十七号」に改める。

第三十八条の三第一項中「第十二号」を「第十三号」に改め、同条第二項中「第十一号」を「第十五号」に改める。

（道路整備特別措置法施行令の一部改正）

第三条　道路整備特別措置法施行令（昭和三十一年政令第三百十九号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項の表第三十二条第二項、第三項及び第五項、第三十三条第一項、第三十四条から第三十六条まで、第三十九条の二第一項、第三十九条の三第一項、第三十九条の四第一項から第三項まで及び第五項、第三十九条の五第一項、第三十九条の六第一項から第三項まで、第三十九条の七第二項、第四十条第二項、第四十三条の二、第四十四条第四項、第四十六条、第四十七条第三項、第四十七条の二第一項及び第五項、第四十七条の四、第四十七条の七、第四十八条第二項及び第四項、第四十八条の五第三項、第四十八条の八第二項、第四十八条の九、第四十八条の十、第四十八条の十二、第六十六条第一項、第六十八条、第六十九条、第七十一条第一項から第三項まで及び第五項、第七十二条第一項及び第三項、第七十二条の二第一項、第八十七条第一項、第九十一条第三項、第九十六条第五項の項中「第四十八条の十二」の下に「、第四十八条の二十四」を加え、同条第二項の表第十八条第二項、第二十条第五項、第二十一条、第二十二条第一項、第二十二条の二、第二十三条第一項、第二十四条、第二十四条の二第三項、第二十四条の三、第二十八条第一項及び第三項、第三十二条、第三十三条第一項、第三十四条から第三十九条まで、第三十九条の二第一項及び第三項から第七項まで、第三十九条の三第一項及び第三項、第三十九条の四、第三十九条の五、第三十九条の六第一項から第三項まで、第三十九条の七第二項及び第四項、第四十条第二項、第四十三条の二、第四十四条第四項、第四十六条、第四十七条第三項、第四十七条の二第一項及び第五項、第四十七条の四、第四十七条の五、第四十七条の八、第四十七条の十一第一項及び第三項、第四十八条第二項及び第四項、第四十八条の二、第四十八条の三、第四十八条の五第三項、第四十八条の七、第四十八条の八第二項、第四十八条の九、第四十八条の十、第四十八条の十一第二項、第四十八条の十二、第四十八条の十七第一項、第四十八条の十八第一項から第三項まで、第五十七条、第五十八条第一項、第五十九条第三項、第六十条から第六十二条まで、第六十六条第一項、第六十七条の二から第六十九条まで、第七十条第一項、第三項及び第四項、第七十一条第一項から第三項まで、第七十五条第四項及び第五項、第七十六条、第八十六条第二項、第八十七条第一項、第九十一条第二項及び第三項、第九十二条第四項、第九十五条の二、第九十六条第三項から第五項まで、第百三条第四号及び第五号、第百四条第一号、第三号及び第四号、第百五条、第百六条第一号の項中「第四十八条の十八第一項から第四十八条の二十から第四十八条の二十四まで」を加える。